

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護  
重要事項説明書

グループホーム あさひの家

# 重要事項説明書

## 1 事業運営主体概要

令和6年12月1日現在

対象事業所の名称	グループホーム あさひの家	
運営法人の名称	朝日ベストライフ 株式会社	
運営法人の代表者名	代表取締役 日浦 雅明	
運営法人の所在地	札幌市白石区北郷1条3丁目1番54号 TEL 011-875-2522 FAX 011-875-2581	
他の介護保険関連の事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定居宅介護支援事業所</li><li>・指定一般型特定施設入居者生活介護事業所</li><li>・指定(介護予防)通所介護事業所</li><li>・有料老人ホーム</li><li>・指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所</li><li>・指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所</li><li>・指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所</li><li>・指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所</li><li>・指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>あさひ介護サービス本郷</li><li>あさひガーデン</li><li>あさひガーデンディサービスセンター</li><li>あさひファミリーユ中島公園</li><li>あさひの家 北広島</li><li>あさひの家 美唄</li><li>あさひの家 室蘭</li><li>あさひの家 発寒</li><li>あさひの家 千歳</li></ul>

## 2 事業所概要

事業所の名称	グループホーム あさひの家	
事業所の目的	要介護又は要支援2で認知症の状態にある者(認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)に対し、共同生活住居(ユニット)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。また、併せて指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。	
事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。</li><li>・ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに個別の認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。</li><li>・ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。</li><li>・ 適切な介護技術をもってサービスを提供する。</li><li>・ 常に、提供したサービスの実施状況の把握及び評価を行う。</li></ul>	
事業開始年月日	平成 14 年 11 月 1 日	
保険事業者指定番号	札幌市 事業者番号 0170501761	
事業所の所在地等	札幌市白石区北郷1条3丁目1番54号 TEL 011-875-2522 FAX 011-875-2581	
敷地面積	敷地面積 2, 823, 79m <sup>2</sup>	

建物概要	構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 延床面積 1,291,77㎡
事業者の代表者	代表取締役 日浦 明典
ユニットの管理者	ユニット名 夢ヶ丘 成田 富美子 ユニット名 希望ヶ丘 成田 富美子 ユニット名 自由ヶ丘 成田 富美子
共同生活住居(ユニット)数	3ユニット
居室の概要・入居定員	ユニット名 夢ヶ丘 定員 9名(個室9室) 設備：照明器具、防火カーテン、暖房 面積：10.3㎡(8室) 13.4㎡(1室)
	ユニット名 希望ヶ丘 定員 9名(個室9室) 設備：照明器具、防火カーテン、暖房 面積：12.7㎡(1室) 12.9㎡(1室) 13.7㎡(1室) 22.7㎡(6室)
	ユニット名 自由ヶ丘 定員 9名(個室9室) 設備：照明器具、防火カーテン、暖房 面積：9.0㎡(8室) 13.7㎡(1室)
共用施設の概要	ユニット名 夢ヶ丘 定員 9名(個室9室) 居間及び食堂1、台所1、浴室1、脱衣室1、トイレ5、洗面所5、シャワールーム1、洗濯室1、食品庫1、事務室1
	ユニット名 希望ヶ丘 定員 9名(個室9室) 居間及び食堂1、台所1、浴室・脱衣所1、トイレ3、洗面所2、事務室1、談話室1
	ユニット名 自由ヶ丘 定員 9名(個室9室) 居間1、食堂及び台所1、浴室・脱衣所1、トイレ3、洗面所3、事務室1、談話室1、会議室1、相談室1、職員休憩室1、実習生控え室1、書庫1
	ユニット共用 エレベーター1
防犯防災設備 避難設備等の概要	・火災受信機 ・消火器 ・非常警報装置 ・非常出口誘導灯 ・煙探知機
緊急時の対応方法	主治医は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。
損害賠償責任保険加入先	日新火災海上保険株式会社
交通の便	・JR白石駅から徒歩約7分 ・地下鉄白石駅発 バス【白23】北郷線に乗り「北郷2条4丁目」降車後、徒歩約5分

### 3 職員体制

#### (1) 職員の職種、員数

ユニット名 夢ヶ丘

職員の職種	員数	常 勤		非 常 勤		保 有 資 格
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
			(兼務する職種)		(兼務する職種)	
管理者	1		1(ユニット名 希望ヶ丘及び自由ヶ丘の管理者)			介護福祉士、介護支援専門員
計画作成担当者	1		1(介護職員)			介護福祉士、
介護従業者	6	6				介護福祉士、初任者研修他
事務員	1	1				

ユニット名 希望ヶ丘

職員の職種	員数	常 勤		非 常 勤		保 有 資 格
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
			(兼務する職種)		(兼務する職種)	
管理者	1		1(ユニット名 夢ヶ丘及び自由ヶ丘の管理者)			介護福祉士、介護支援専門員
計画作成担当者	1		1(介護職員)			実務者研修
介護従業者	6	6				介護福祉士、ヘルパー2級、初任者研修、実務者研修他

ユニット名 自由ヶ丘

職員の職種	員数	常 勤		非 常 勤		保 有 資 格
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
			(兼務する職種)		(兼務する職種)	
管理者	1		1(ユニット名 夢ヶ丘及び希望ヶ丘の管理者)			介護福祉士、介護支援専門員
計画作成担当者	1		1(介護職員)			介護福祉士、
介護従業者	6	6				介護福祉士、ヘルパー2級、初任者研修、実務者研修他

#### (2) 職員の職務内容

職員の職種	職 務 内 容
管理者	事業所の従事者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうとともに従業者に事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行なう。
計画作成担当者	それぞれの利用者の状況に応じた介護計画を作成する。
介護従事者	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

#### 4 勤務体制（各ユニット共通）

管理者	日勤（ 8：30 ～ 17：30 ） 勤務体制表による	
計画作成担当者 介護従事者	昼間の体制（月～日） （勤務体制表による）	日勤（ 8：30 ～ 17：30 ） 1人 早番（ 7：30 ～ 16：30 ） 1人 遅番（ 10：00 ～ 19：00 ） 1人
	夜間の体制（月～日）	夜勤（ 17：00 ～ 9：00 ） 1人

#### 5 サービス及び利用料

##### （1）サービス及び利用料

（保健給付サービスについては包括的に提供され、下記の基本料金表のとおり要介護度等に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となる。）

保 險 給 付 サ ー ビ ス	食事の提供及び介助・支援	利用者の身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮した食事を適切な介助のもとで提供する。（食材料費は給付対象外） 食事は離床してとっていただくよう配慮する。
	排泄の介助・支援	利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立支援を行なう。 おむつを使用される場合は必要に応じ随時交換する。
	入浴（清拭）の提供及び介助・支援	利用者の状況や希望に応じ、必要な回数の入浴または清拭を適切な介助のもとで提供する。
	日常生活上の機能訓練	日常生活の中での離床援助、屋外散歩動向、家事共同、レクリエーション行事等により生活機能の維持、改善に努める。
	健康管理等	看護師が毎週水曜日訪問しており、利用者の日常的な健康管理を行なう。 また、看護師による24時間連絡体制を確保しており、医療機関（主治医）との必要な連絡・調整を行なう。
	行政機関への手続き代行等	必要に応じて、郵便、証明書等の交付申請の代行などを行なう。
	相談・援助等	利用者または家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行なう。
	その他、利用者の洗濯、清掃、着替え、整容などの日常生活上の世話や利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援を行なう。	
保 險 給 付 外 サ ー ビ ス 及 び そ の 他 の 利 用 料	入居一時金 （家賃相当）	35,000円～42,000円（退居時に未納金に充当または居室の原状回復等にかかる費用に充当し、残額は返還する。ただし、希望により別途協議を締結して、月々の支払いに充てることができる。）
	居室利用料（家賃）	月額35,000円～42,000円 （短期利用の場合 日額1,200円）
	食事の提供に係る食材料費	日額（3食）1,400円（短期利用の場合 1,400円） （食材料費は日額とし、入院時・外泊時は日割り計算とする。）
	光熱水費（共用費）	月額 22,000円～26,500円（短期利用の場合 740円）
	暖房費 （10月～4月）	月額 12,000円（短期利用の場合 日額400円）

(2) 基本料金表 (1日当たり)

	要介護度等	介護費(1割) (利用者負担額)	介護費(2割) (利用者負担額)	介護費(3割) (利用者負担額)
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援2	759円	1,519円	2,278円
認知症対応型共同生活介護	要介護1	763円	1,527円	2,290円
	要介護2	799円	1,598円	2,397円
	要介護3	823円	1,646円	2,470円
	要介護4	839円	1,679円	2,518円
	要介護5	856円	1,713円	2,570円

※介護報酬地域区分=7級地(札幌市)介護保険総単位数×10.14となっております

(3) 法定加算料金 (1日当たり)

加算の種類		介護費(1割) (利用者負担額)	介護費(2割) (利用者負担額)	介護費(3割) (利用者負担額)
初期加算(ご入居日から30日間)		30円	60円	91円
医療連携加算		37円	75円	112円
若年性認知症利用者受入加算		121円	243円	364円
認知症専門ケア加算(I)		3円	6円	9円
サービス提供体制強化加算(III)		6円	12円	18円

※介護報酬地域区分=7級地(札幌市)介護保険総単位数×10.14となっております

(4) 短期利用の基本料金表 (1日当たり)

	要介護度等	介護費 (利用者負担額)	介護費(2割) (利用者負担額)	介護費(3割) (利用者負担額)
介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援2	787円	1,574円	2,361円
認知症対応型共同生活介護	要介護1	791円	1,582円	2,373円
	要介護2	828円	1,656円	2,484円
	要介護3	852円	1,704円	2,556円
	要介護4	869円	1,738円	2,607円
	要介護5	886円	1,772円	2,658円

※介護報酬地域区分=7級地(札幌市)介護保険総単位数×10.14となっております

※介護職員処遇改善加算 I については、介護報酬総単位数×111/1000となります。

※介護職員特定処遇改善加算 II については、介護報酬総単位数×23/1000となります。

※介護職員等ベースアップ等支援加算については、介護報酬総単位数×23/1000となります。

## 6 入居に当たっての留意事項

健康・衛生	利用者は努めて健康に留意すること
傷害行為	自傷他害行為を行わないこと
協力的態度	食事その他家事等には、可能な限り協力すること
喫煙	定められた場所以外で喫煙しないこと
備品等の使用	設備備品等については本来の目的に従い、正しく使用すること

## 7 非常災害対策

防火管理者	管理者 成田 富美子
非常災害等の対策	別に定めた消防計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報および連携体制の整備などの非常災害への対策を講じる。
避難訓練	年2回（5月、11月）

## 8 協力医療機関

協力医療機関名	さっぽろ南大橋クリニック	医療法人社団響 さくら歯科クリニック
所在地・連絡先	〒062-0912 札幌市豊平区水車町2丁目2番8号	〒003-0004 札幌市白石区東札幌4条4丁目1-18
診療科目・ベット数等	内科	歯科
協力内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の診療・治療・保健指導</li> <li>・ 必要時および定期的な往診・健康診断</li> <li>・ 入院が必要となった場合の受け入れ体制</li> <li>・ 専門医療が必要な場合の適切な医療機関の紹介</li> <li>・ 休日、夜間を含めた24時間連絡体制の確保と緊急時の対応等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の診療・治療・保健指導</li> <li>・ 日常の診療・治療・保健指導</li> <li>・ 必要時および定期的な往診等</li> </ul>

## 9 苦情相談機関等

ホーム苦情相談窓口	ユニット 夢ヶ丘 計画作成担当者 本間 雅理 ユニット 希望ヶ丘 計画作成担当者 佐伯 雅人 ユニット 自由ヶ丘 計画作成担当者 佐藤 誠一 電話 011-875-2522 FAX 011-875-2581
苦情処理の流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者または家族等に直接会うなどして詳しい事情を聞くとともに、関係職員からも事情を聞く。</li> <li>2 問題点を把握し、管理者、計画作成担当者及び介護従事者等で解決策を検討し調整する。（必要に応じて検討会議を行なう。）</li> <li>3 検討後速やかに、問題の解決策について、利用者および家族等に説明し了解を得るとともに、具体的な対応を行なう。</li> <li>4 苦情の内容等に関する記録をする。</li> <li>5 問題の解決後も、その改善状況について随時点検を行ない、再発防止に努める。</li> </ol>
外部苦情申し立て機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道福祉サービス運営適正委員会 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 3階 電話 011-204-6310</li> <li>○ 北海道国民健康保険団体連合会 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 電話 011-231-5161</li> <li>○ 福祉サービス苦情相談センター 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター 2階 電話 011-632-0550</li> <li>○ その他、札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課や各区役所の保健福祉部保健福祉課にも相談できます。</li> </ul>

## 10 事故発生時の対応

事故発生時の処置	サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置や医療機関への連絡等の必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族等に連絡を行なう。 また、必要に応じて市町村に報告する。
損害賠償	賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なう。
事故後の措置	事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

## 11 その他の重要事項

秘密保持	サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。
身体不拘束	<ul style="list-style-type: none"><li>サービス提供に当たっては、利用者の生命又は身体の保護するため緊急のやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行なわない。</li><li>緊急でやむを得ず身体拘束を行なう場合には、文書にて利用者及びその家族に説明し同意を得る。</li></ul>
自己・外部評価	<ul style="list-style-type: none"><li>定期的に(年1回)提供するサービスの自己評価を行ない、また外部評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。</li><li>直近の自己評価及び外部評価の結果は別に公表している。</li></ul>

